

浜松市教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可以外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）におけるこどもの死亡事故等の重大事故について、事実の把握、発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するため、浜松市教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議（以下「検証会議」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 検証会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 事故の情報収集・整理
- (2) 事故の発生原因の分析
- (3) 事故発生前、発生時の状況や発生後の対応に係る課題の抽出
- (4) 再発防止に向けた改善策の検討
- (5) 検証結果及び再発防止のための提言の取りまとめ
- (6) 報告書の作成、市への提出

(組織)

第3条 検証会議は委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者のうちから、事例に応じて構成するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検証会議の所掌事項が終了した日までとする。

(議長及び副議長)

第5条 検証会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は委員の互選により定め、副議長は委員の内から議長が指名する。
- 3 議長は、検証会議を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検証会議)

第6条 検証会議は議長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の検証会議については、市長が招集する。

2 検証会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検証会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検証会議は、必要があると認めるときは、検証会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に調査審議を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 検証会議の事務局は、浜松市こども家庭部こども若者政策課に置き、庶務を行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。